

令和5年第9回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和5年9月25日（月） 13時30分開会
13時46分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 報告第9号 指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正について
- ・ 日程第2 議案第22号 令和5年度指宿市一般会計補正予算(第5号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第9回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第8回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、七夕職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

8月30日、北側別館講堂におきまして、第3回指宿市校長研修会を開催いたしました。2学期始業前の指導をしたところでございます。

2 項目目でございます。

8月31日、令和5年第3回指宿市議会定例会本会議が開かれ、9月20日、21日には、一般質問がございました。教育委員会には、中学校の統廃合について等の質問をいただいたところでございます。

3項目目でございます。

市内公立中学校の体育大会、高等学校の体育祭の視察に行つてまいりました。9月9日は指宿商業高校、指宿高校、山川高校。10日は、市内中学校の5校に行つてまいりました。生徒の皆さんの力走する姿や、大声を出しながら演舞をする姿に感動したところです。

また、全学校、熱中症等の対策をしっかりとっており、怪我等の報告もなく、すばらしい体育祭、体育大会が開催されました。教育委員の皆様方にもご出席いただき、ありがとうございました。

4項目目でございます。

9月13日、東京芸術座公演鑑賞がございました。教育委員会主催の演劇でしたが、役者の方々が演じる「12人の怒れる男たち」は心に染みるもので、観客の方々もとても感動しておりました。いろいろな好評をいただいたところでございます。

5項目目でございます。

9月15日、山川小学校で第3回指宿市教頭研修会が行われました。こちらでも2学期の先生方のご指導をお願いしたところでございます。

6項目目でございます。

9月21日、道の駅いぶすき彩花菜館にて行われた、秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンに行つてまいりました。秋分の日を境に、日が沈む時間が早くなっておりますので、登下校の指導を徹底していきたいと考えております。

7項目目でございます。

9月22日、山川小学校寄付物品贈呈式がございました。旧山川小学校出身の卒業生より、後輩の児童の方々に何かしたいという思いから、一輪車10台、スポットクーラー2台の寄付がございました。大切に使用させていただきたいと思っております。

8項目目でございます。

同じく22日、指宿白水館におきまして、姉妹・友好都市歓迎レセプションがございました。指宿温泉祭に併せて訪問がありました千歳市、人吉市、十日町市の方々の歓迎レセプションに参加させていただき、交流を深めさせていただいたところでございます。

9項目目でございます。

9月23日、燃ゆる感動かごしま国体ゲートボール競技開始式に出席してまいりました。

10項目目でございます。

同じく23日、第76回指宿温泉祭でハンヤ踊りを踊らせていただきました。たくさんの児童生徒が参加しており、楽しんでハンヤを踊っております。友達や部活動の部員と踊り、夏最後の思い出になったのではないかなと感じたところでございます。

11項目目でございます。

9月24日、湯権現祭典に参加させていただきました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1, 報告第9号, 指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1, 報告第9号, 指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正について, ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき, 指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部を別紙のとおり改正したので, 同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者からの徴収額につきましては, 共済掛金の6割から9割までの範囲で定めることとなっておりますが, 県内の公立高等学校のほとんどが1人につき年額1,760円となっていることから, 現行の1人につき年額1,500円を他の高校と同額の1,760円に改めたものであります。

改正の内容につきまして, 新旧対照表でご説明いたしますので, 4ページをご覧ください。

第2条第2号中, 1人につき年額1,500円を, 1人につき年額1,760円に改めたものであります。

なお, 附則において, この規則は令和5年4月1日から施行しているところであります。

以上で, 説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

以上で, 日程第1, 報告第9号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に, 日程第2, 議案第22号, 令和5年度指宿市一般会計補正予算(第5号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第22号，令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，議案第22号，別冊の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，3,781万5千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，273億7,662万3千円とするものであります。

9ページをご覧ください。

中ほどになります。款9教育費は45万6千円を増額し，歳出の総額を30億6,269万円にするものであります。その下の，款10災害復旧費4,138万4千円の補正のうち教育委員会所管分として，1,110万1千円を増額するものであります。

それでは，歳入からご説明いたしますので，次のページをご覧ください。

款22市債，項1市債，目9災害復旧債，節3教育施設災害復旧債40万円の補正は，学校施設の災害復旧のための費用に係る市債であります。

次に，歳出をご説明いたしますので，14ページをご覧ください。

今回の補正の事業概要について，所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課の小学校施設管理総務費28万8千円及び中学校施設管理総務費16万8千円の補正は，台風6号により被害を受けた学校施設の修繕を行ったことにより，例年実施している樹木剪定に係る委託料が不足しているため，増額するものであります。

教育施設現年単独災害復旧費960万6千円の補正は，台風6号により被害を受けた丹波小学校，北指宿中学校及び山川中学校の災害復旧を行うための修繕料であります。

生涯学習課の現年単独災害復旧費149万5千円の補正は，台風6号により被害を受けた市指定文化財の案内看板と，山川図書館及び時遊館COCCOはしむれの災害復旧を行うための修繕料であります。

ただいま申し上げました歳出の補正につきましては，右端に予算書の掲載ページを記載しております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第22号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2、議案第22号は、提案のとおり同意することいたします。

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(別府委員)

前回の定例教育委員会で少し話がありました、立地適正化計画という事業について、概要を説明していただいでよろしいでしょうか。

(上村課長)

ただいま、別府委員から立地適正化計画についての説明をということでしたので、庁内検討委員会に属しております私からお答えさせていただきます。

本市では、都市・海岸整備課が担当となり、「指宿市立地適正化計画」の策定について協議を進めております。この計画を策定しようとする背景としましては、近年における急速な少子高齢化や人口減少等の社会経済情勢の変化に伴い、今後、生活サービス施設の撤退等による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退などが懸念されているところです。

これらの対策として、医療・福祉施設、商業施設等の都市機能や住居等がまとまって立地することにより、自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によるアクセスを可能とし、日常生活に必要なサービスや、行政サービスが住まいなどの身近に存在するまちづくり、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが求められております。

このようなことから、都市機能や居住の誘導を図る区域を設定する具体的な制度として、「立地適正化計画制度」が創設されております。この計画の主な特徴としましては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を指定することにより、各種補助制度を活用したコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めていこうとするものであります。

本市においても、少子高齢化などに伴う様々な課題を抱えていることから、誰もが安全・安心に過ごせる持続可能なまちづくりの実現に向けて計画の策定を進めており、策定するに当たり、

有識者会議である計画策定協議会と、庁内検討委員会が設置されております。どちらの会議も今年度において、3回の会議の開催を予定しております。庁内検討委員会については、これまで2回の会議が開催されているところです。

これまでの庁内検討委員会においては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」の検討を行っているところであります。「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」には、学校をはじめとする教育施設が含まれることが予想されることから、教育委員会事務局からも教育総務課長と生涯学習課長が、庁内検討委員会の委員になっているところです。

この計画を策定することにより、「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」の中にある施設の整備等を行う場合には、立地適正化計画に基づく各種補助制度が活用できる可能性があるとのことでした。

今後、計画策定協議会を経まして、計画が策定されることとなります。

以上で、説明を終わります。

(別府委員)

ありがとうございます。なぜ質問したかと言いますと、今後の指宿の学校について、再編や、そういった計画に影響がありそうな事業だなと思ったので、質問したところです。

最近、私の周囲でもお母さんと子供さんと鹿児島市に移住して、鹿児島市の学校に通わせているとか、そういった方がけっこういるなど感じています。そういった意味で、いろいろな人口流出も今までのデータよりは早まるのではないかと、ちょっと心配しているところです。

この計画を立てることで、恐らくいろいろな補助金が使えるということになるのでしょうか、指宿の将来のためにも、しっかりと進めてほしいなと思うところです。

(吉元教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和5年第9回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。